



鳥取県公報

平成17年 8月 5日(金)
第 7 7 0 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	指定居宅介護支援事業者の指定 (598) (西部総合事務所福祉保健局)	1
	土砂災害警戒区域の指定 (599) (治山砂防課)	1
	土砂災害特別警戒区域の指定 (600) (")	2
	公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可 (601) (空港港湾課)	2
内水面漁 管委告示	コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲 (11)	3
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (2件) (管財課)	3
	一般競争入札の実施 (教育委員会事務局教育環境課)	7
	随意契約の相手方の決定 (病院局総務課)	9

告 示

鳥取県告示第598号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年 8月 5日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

氏名 (名称及び代表者の氏名)	住所 (主たる事務所の所在地)	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
有限会社新田 取締役 新田晴生	米子市中島二丁目1 - 46	ケアプランセンター新田	米子市中島二丁目1 - 46	平成17年 8月 1日

鳥取県告示第599号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第6条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年 8月 5日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
智頭町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害警戒区域の名称
市瀬地区及び大呂地区
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり。

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭地方県土整備局並びに智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第600号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年 8 月 5 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
智頭町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
市瀬地区及び大呂地区
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり。

- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり。

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭地方県土整備局並びに智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第601号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年 8 月 5 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 しゅん功認可を受けた者の名称及び代表者の氏名
羽合漁港管理者
湯梨浜町
湯梨浜町長 山本庸生
- 2 埋立ての免許の年月日及び番号

平成16年 2 月 4 日鳥取県指令空第444号

3 しゅん功認可の年月日

平成17年 7 月28日

4 埋立区域

(1) 位置

東伯郡湯梨浜町大字橋津字二ノ浜屋敷584 - 1 及び同字812の地先公有水面

(2) 区域

次の 1 の地点から 6 の地点までを順次に直線で結んだ線及び 6 の地点と 1 の地点を直線で結んだ線により
囲まれた区域

1 の地点 東伯郡湯梨浜町大字宇野字水谷21 - 4 に所在する赤坂 3 等三角点 (北緯35度30分27秒333、東
経133度54分 3 秒963) から275度34分16秒、2,477.38メートルの地点

2 の地点 1 の地点から352度29分53秒、65.65メートルの地点

3 の地点 2 の地点から82度29分53秒、60.00メートルの地点

4 の地点 3 の地点から352度29分53秒、18.50メートルの地点

5 の地点 4 の地点から82度29分53秒、34.50メートルの地点

6 の地点 5 の地点から172度29分53秒、68.39メートルの地点

(3) 面積

6,100.12平方メートル

5 関係図書の閲覧場所

湯梨浜町役場

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第11号

平成17年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 2 号に基づき、コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲を次の
とおり定める。

平成17年 8 月 5 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山 崎 賀 津 雄

- (1) 江府町大字武庫の俣野川から取水する一旦井手
- (2) 一旦井手と武庫井手の合流点より下流の武庫井手
- (3) 武庫井手と俣野川の合流点より下流の俣野川本流
- (4) 俣野川と日野川の合流点より下流の日野川本流

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

本件入札への参加を希望する者は、次に定める事項のほか、平成17年鳥取県告示第362号 (建設工事の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について。以下「一般的事項等告示」という。) に定める事項を承知の上で、応募すること。

平成17年8月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

発 注 工 事	工 事 名	鳥取警察署庁舎新築工事 (庁舎棟ほか・電気設備)			
	工 事 場 所	鳥取市千代水三丁目			
	工 事 内 容 並 び に 構 造 及 び 規 模	1 工事内容 庁舎棟ほかの新築及び外構工事に伴う電気設備工事 (受変電設備、自家発電設備、電灯・コンセント設備、動力設備、電話設備、テレビ配線設備、自動火災報知設備、放送設備、監視カメラ設備等) 2 構造及び規模 (1) 庁舎棟 鉄筋コンクリート造、4階建 (延床面積) 4,945.97平方メートル (用途) 事務所 (2) 付属棟 鉄筋コンクリート造、平屋建 (延床面積) 252.00平方メートル (用途) 電気室・倉庫 (3) 拾得物自転車保管棟 鉄筋コンクリート一部鉄骨造、平屋建 (延床面積) 165.75平方メートル (4) 外来駐輪場棟 鉄骨造、平屋建 (延床面積) 16.80平方メートル (5) 職員駐輪場棟 鉄筋コンクリート一部鉄骨造 (延床面積) 108.00平方メートル (6) 車イス使用者用駐車場棟 鉄骨造、平屋建 (延床面積) 36.00平方メートル (7) 外構 駐車場舗装、門扉、フェンス等			
	工 期	着工日から平成19年1月31日まで			
	発 注 工 種	電気工事			
	予 定 価 格	320,012,700円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)			
	発 注 機 関	鳥取県総務部管財課			
入 札 参 加 者 の 技 術 者 要 件	単 独 ・ 共 同 企 業 体 等 の 別	共同企業体 (2者による共同施工方式)			
	構 成 員 の 区 分	代 表 者		代 表 者 以 外	
	本 店 所 在 地	県 内	県 外	県 内	
	建 設 業 許 可	電気工事業に係る特定建設業の許可		電気工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可	
	入 札 参 加 資 格 (格 付)	電気工事 (A級)	電気工事	電気工事 (A級)	
	総 合 点 数	1,130点以上	-	-	
	総 合 評 定 値 (P)	-	860点以上	-	
	そ の 他	-	県内の営業所に20名以上の技術者を常に備えていること。		
	同 種 工 事 の 実 績	-	-	-	
	設 計 業 務 の 受 託 者	株式会社本間設計事務所	住所	鳥取市瓦町468	
			電話	0857 - 27 - 8711	
	設 計 業 務 の 受 託 者	株式会社山下設計工房	住所	鳥取市富安一丁目74 - 3	
			電話	0857 - 27 - 5701	
	配 置 技 術 者 の 専 任 の 要 否	専任を要する。			
配 置 技 術 者 の 資 格	監理技術者及び1級電気工事施工管理技士		1級電気工事施工管理技士		
施 工 管 理 実 績	鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で1棟の延べ床面積が500平方メートル以上の建築物の新築工事又は増築工事に係る電気設備工事の施工管理実績 ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率20パーセント以上のも (出資比率が20パーセント未満であるが、出資比率が20パーセント以上のもと同様以上の実績があるものとして鳥取県総務部長が認めたものを含む。)			-	
現 場 代 理 人 と し て の 実 績 の 認 否	認める。 ただし、施工管理実績の当該工事施工時に、監理技術者及び1級電気工事施工管理技士の資格を有していた者に限る。			-	
特 定 技 術 者 の 資 格	1級電気工事施工管理技士				
そ の 他	共同企業体の各構成員の出資比率は、30パーセント以上であること。				

応募方法	提出場所及び様式の交付場所	鳥取県総務部管財課管理係	住所	鳥取市東町一丁目220 (県庁議会棟 1階)	
			電話	0857 - 26 - 7085	
	応募期間	平成17年 8月 5日 (金) から同月24日 (水) まで			
	応募書類	一般的事項等告示様式第1号、様式第3号、様式第5号及び資格、経験等を証明する書類 (以下「添付書類」という。) 並びに一般的事項等告示様式第6号、共同企業体協定書及び委任状。 ただし、様式第5号については、調査基準価格未滿の応札となる可能性のある場合に提出すること。 また、添付書類により、応募書類の容量が1メガバイトを超える場合は、添付書類を持参又は郵送すること。この場合、持参する旨、持参する書類の目録及び持参する書類のページ数を電子入札ファイルに記録し、応募書類とともに提出すること。			
	持参書類	-			
	提出部数	1部			
入札方法	郵送等の可否	可 (添付書類を電子ファイルに記録しないで提出する場合に限る。)			
	発注方式	公募型指名競争入札			
	指名業者数	入札参加者の条件を満たしている者は、すべて指名する。			
	入札方式	電子入札			
	適用される主な制度 (略称)	低入札価格調査、低価格落札工事配置技術者の増員並びに低価格落札工事に係る契約保証金の引上げ及び前金の引下げ			
支払条件	支払限度額 平成17年度：請負代金額の2.25パーセント、平成18年度：請負代金額の97.75パーセント				
工事関係図書	の購入場所	財団法人鳥取県建設技術センター	住所	倉吉市福庭町二丁目23	
			電話	0858 - 26 - 6051	
問合せ先	事務手続	総務部管財課管理係 (担当者：中村)	住所	鳥取市東町一丁目220	
			電話	0857 - 26 - 7085	
	技術的事項	総務部管財課管轄室 (担当者：三柳)	住所	鳥取市東町一丁目220	
			電話	0857 - 26 - 7393	
備考	-				

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

本件入札への参加を希望する者は、次に定める事項のほか、平成17年鳥取県告示第362号 (建設工事の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について。以下「一般的事項等告示」という。) に定める事項を承知の上で、応募すること。

平成17年 8月 5日

鳥取県知事 片 山 善 博

発注工事	工 事 名	鳥取警察署庁舎新築工事 (庁舎棟ほか・機械設備)
	工 事 場 所	鳥取市千代水三丁目
	工事内容並びに構造及び規模	1 工事内容 庁舎棟ほかの新築及び外構工事に伴う機械設備工事 (給排水設備、衛生設備、給湯設備、屋内消火栓設備、ガス設備、冷暖房設備及び換気設備) 2 構造及び規模 (1) 庁舎棟 鉄筋コンクリート造、4階建 (延床面積) 4,945.97平方メートル (用途) 事務所 (2) 付属棟 鉄筋コンクリート造、平屋建 (延床面積) 252.00平方メートル (用途) 電気室・倉庫 (3) 拾得物自転車保管棟 鉄筋コンクリート一部鉄骨造、平屋建 (延床面積) 165.75平方メートル (4) 外来駐輪場棟 鉄骨造、平屋建 (延床面積) 16.80平方メートル (5) 職員駐輪場棟 鉄筋コンクリート一部鉄骨造 (延床面積) 108.00平方メートル (6) 車イス使用者用駐車場棟 鉄骨造、平屋建 (延床面積) 36.00平方メートル (7) 外構 駐車場舗装、門扉、フェンス等
	工 期	着工日から平成19年1月31日まで
	発 注 工 種	管工事
	予 定 価 格	276,397,800円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
	発 注 機 関	鳥取県総務部管財課

入札参加者の技術要件	単独・共同企業体等の別	共同企業体（2者による共同施工方式）			
	構成員の区分	代 表 者		代 表 者 以 外	
	本店所在地	県 内			
	建設業許可	管工事業に係る特定建設業の許可		管工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可	
	入札参加資格（格付）	管工事（A級）			
	総合点数	1,140点以上		-	
	総合評定値（P）	-		-	
	その他	-		-	
	同種工事の実績	-		-	
	設計業務の受託者	株式会社本間設計事務所	住所	鳥取市瓦町468	
			電話	0857 - 27 - 8711	
	株式会社山下設計工房		住所	鳥取市富安一丁目74 - 3	
			電話	0857 - 27 - 5701	
	配置技術者の専任の要否	専任を要する。			
配置技術者の資格	監理技術者及び1級管工事施工管理技士		1級管工事施工管理技士		
施工管理実績	鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で1棟の延べ床面積が500平方メートル以上の建築物の新築工事又は増築工事に係る機械設備工事の施工管理実績				
	ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率20パーセント以上のもの（出資比率が20パーセント未満であるが、出資比率が20パーセント以上のものと同等以上の実績があるものとして鳥取県総務部長が認めたものを含む。）		-		
現場代理人としての実績の認否	認める。 ただし、施工管理実績の当該工事施工時に、監理技術者及び1級管工事施工管理技士の資格を有していた者に限る。		-		
特定技術者の資格	1級管工事施工管理技士				
その他	共同企業体の各構成員の出資比率は、30パーセント以上であること。				
応募方法	提出場所及び様式の交付場所	鳥取県総務部管財課管理係	住所	鳥取市東町一丁目220（県庁議会棟1階）	
			電話	0857 - 26 - 7085	
	応募期間	平成17年8月5日（金）から同月24日（水）まで			
	応募書類	一般的事項等告示様式第1号、様式第3号、様式第5号及び資格、経験等を証明する書類（以下「添付書類」という。）並びに一般的事項等告示様式第6号、共同企業体協定書及び委任状。 ただし、様式第5号については、調査基準価格未満の応札となる可能性のある場合に提出すること。 また、添付書類により、応募書類の容量が1メガバイトを超える場合は、添付書類を持参又は郵送すること。この場合、持参する旨、持参する書類の目録及び持参する書類のページ数を電子入札ファイルに記録し、応募書類とともに提出すること。			
	持参書類	-			
	提出部数	1部			
	郵送等の可否	可（添付書類を電子ファイルに記録しないで提出する場合に限る。）			
入札方法	発注方式	公募型指名競争入札			
	指名業者数	入札参加者の条件を満たしている者は、すべて指名する。			
	入札方式	電子入札			
	適用される主な制度（略称）	低入札価格調査、低価格落札工事配置技術者の増員並びに低価格落札工事に係る契約保証金の引上げ及び前金の引下げ			
支払条件		支払限度額 平成17年度：請負代金額の0.9パーセント、平成18年度：請負代金額の99.1パーセント			
工事関係図書の購入場所	財団法人鳥取県建設技術センター		住所	倉吉市福庭町二丁目23	
			電話	0858 - 26 - 6051	
問合せ先	事務手続	総務部管財課管理係（担当者：中村）		住所	鳥取市東町一丁目220
				電話	0857 - 26 - 7085
	技術的事項	総務部管財課営繕室（担当者：三柳）		住所	鳥取市東町一丁目220
				電話	0857 - 26 - 7393
備考	-				

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年8月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

ア ノート型コンピュータ	2,039台
イ レーザープリンター	90台
ウ 点字プリンター	1台
エ 点字ディスプレイ	12台
オ MOドライブ	35台

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成17年11月1日から平成21年10月31日まで

(4) 納入期限

平成17年10月31日（月）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(1)のアからオまでに掲げる物品一式の1月当たりの単価を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成16年鳥取県告示第998号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加者資格のうちリース・レンタルに係るものを有すること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成17年8月5日（金）から同年9月14日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課高等学校整備担当

4 入札手続等

(1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課高等学校整備担当

電話 0858 - 26 - 7698

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成17年8月12日(金)から同月26日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成17年8月12日(金)午後2時00分

鳥取県庁第24会議室(鳥取県庁第二庁舎5階)

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年9月14日(水)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月13日(火)午後5時までとする。)

鳥取県庁第24会議室(鳥取県庁第二庁舎5階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成17年8月31日(水)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(6)で定める金額に48月を乗じた金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 落札者は、契約保証金として1の(6)で定める金額に48月を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

Notebook Type Computer 2,039sets

Laser Beam Printer 90sets

Braille - points Printer 1set

Braille - points Display 12sets

Magnet Optical Drive 35sets

(2) 5 : 00 PM August 31, 2005 : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) 2 : 00 PM September 14, 2005 : Time - limit for submission of tenders

5 : 00 PM September 13, 2005 : Time - limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Educational Environment Division, Tottori Prefectural Board of Education 1 - 271 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8570 Japan TEL : 0857 - 26 - 7698

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年 8 月 5 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 調達件名及び数量	磁気共鳴断層撮影装置 一式
2 契約方式	随意契約
3 契約日	平成17年 7 月 1 日
4 契約の相手方の名称及び所在地	株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町 3 - 27
5 契約金額	157,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 随意契約による理由	再度の入札に付したが落札者がなかったため。（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号
7 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県立厚生病院事務局経営課 倉吉市東昭和町150

